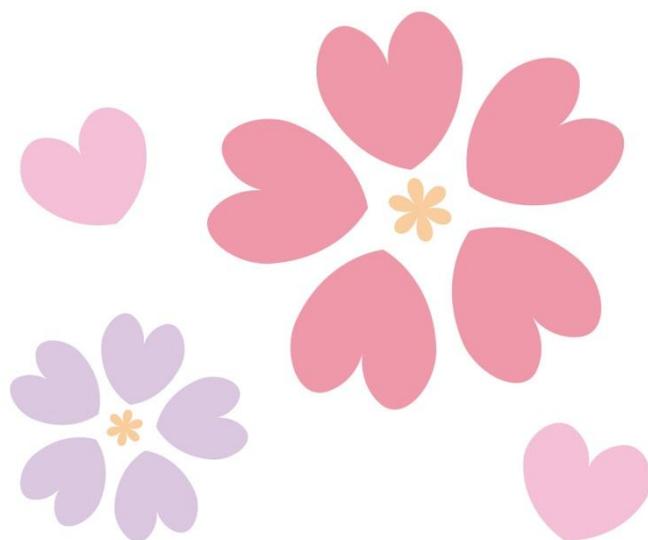


学校における 食物アレルギー対応の手引き



平成29年1月
坂東市教育委員会

目次

はじめに	2
I 食物アレルギーのある児童生徒への対応	3
1 学校生活における管理と指導	3
2 学校給食における食物アレルギー対応の流れ	4
3 校内及び関係機関との連携体制づくり	7
(参考) 食物アレルギーの正しい理解	8
II 学校給食における食物アレルギーのある児童生徒への対応	9
1 学校給食における食物アレルギー対応食の実施基準	9
2 学校給食における対応	9
3 教室での給食対応の留意点	11
III 校内における対応について	12
1 学校生活での留意点 (学校給食以外)	12
2 食物アレルギー対応委員会と役割	12
3 職員研修	15
IV 学校における緊急時 (アナフィラキシー発症時) の対応	16
1 普段からの備え (全職員に徹底すること)	16
2 食物アレルギー緊急時対応マニュアル	17
参考・引用資料	24
様式一覧	25

はじめに

近年、食物アレルギーを有する児童生徒は増加傾向にあります。重篤な症状の場合は、大変危険な状態になる恐れがあり、現場となる学校には、適切な対応が求められています。

この「学校における食物アレルギー対応の手引き」（以下「手引き」という。）は、平成20年に文部科学省監修のもと（財）日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、「坂東市学校給食食物アレルギー対策検討委員会」での協議を経て作成したものです。

この手引きは、医師の診断に基づき食物アレルギーが明確であることを前提として、学校給食を中心とした学校生活での管理指導の基本を示したものです。保護者と学校、教育委員会などが共通認識を持つことで食物アレルギーの事故を防止し、すべての児童生徒が、安全で、楽しい学校生活を過ごすことを目的としています。

なお、この手引きは一般的なケースを想定したものであり、全てのケースにそのまま当てはまるものではありません。現場では、さまざまな状況の中で症状に応じた対応が必要です。食物アレルギー疾患のある児童生徒の学校生活を安心・安全なものにするためには、保護者、学校、教育委員会等で正しい知識に基づいた円滑な意思疎通を行うことが大前提です。また、安心・安全な学校給食を提供するために、各学校給食センターの調理環境、食物アレルギー疾患の児童生徒の実態を総合的に判断し、現状で行うことができる最良な対応を実施したいと考えています。

関係者の皆様には、この手引きの内容をよくご理解いただき、学校生活での食物アレルギーの事故防止と対応が適切かつ円滑に行われることをお願い申し上げます。

I 食物アレルギーのある児童生徒への対応

1 学校生活における管理と指導

(1) 情報の把握

① 方法

学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応は、医師の診断と指示に基づいて行うことを基本とし、家庭における対応の程度、過去の症状出現状況、学校での留意点、保護者からの要望等について把握すること。

なお、学校における管理と指導を行うにあたっては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人 日本学校保健会）及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を参考にすること。

② 申請時期

申請時期は、「A 新1年生」、「B 進級時」、「C 新規発症・診断時及び転入時」の3パターンある。A及びBの場合は、4月の学校給食開始時に間に合うよう、就学時健康診断時あるいは前年度末までに確認する。

なお、食物アレルギーへの対応を適切に行うためには、保護者からの「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を求め、少なくとも1年に1回は対応方針の確認を行うこと。

(2) 「食物アレルギー個人調査表」の作成と管理

アレルギー症状の発症に備え、適切な対応をするために、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」により、個々の児童生徒に対する「食物アレルギー個人調査表」を作成する。

「食物アレルギー個人調査表」は所定の場所を決めて保管するとともに、情報共有を図り、教職員がいつでも適切に対応できるようにしておくこと。また、進級・進学・転学等をする時には引き継ぎをすること。なお、児童生徒の個人情報の取り扱いには十分留意すること。

(3) 食物アレルギー対応委員会の設置と管理体制の整備

校長の指導のもと、食物アレルギー対応が必要な児童生徒のため、校内に「食物アレルギー対応委員会」等を組織し、学校の実情に応じて、教職員が積極的に連携・協力して対応できるような体制を構築しておくこと。

さらに、医療機関、消防機関及び教育委員会との連携体制についても構築しておくこと。

2 学校給食における食物アレルギー対応の流れ

(1) 小学校

※主となる職員については、各校の校務分掌により柔軟に対応する。

時期及び様式	対応	主となる職員※
①就学時健康診断 ・アレルギーに関する調査表（様式2）	・ 「アレルギーに関する調査表」 を全保護者に記入し提出してもらう。 ＊他校への入学児童が受けに来ている場合も同様に調査を実施し、診断結果とともに送付する。	◎養護教諭
②新入児保護者説明会 ・面談表（様式3） ・学校生活管理指導表（様式1） ・食物アレルギー個人調査表（様式4）	・説明会の中で、学校給食についての説明を行う。 ・説明会の後に、アレルギー体質を含めた健康課題等を有する児童の保護者を対象に、養護教諭・保健主事を主とした教職員による面談（ 「面談表」 ）を行い、食物アレルギー状況等の情報を得たうえで、学校給食での対応の有無を確認する。 ・必要に応じ幼稚園・保育園と連絡を取り合う。 ・必要に応じ 「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個人調査表」 等の提出を依頼する。 ＊学校生活管理指導表作成のために医療機関を受診する際は、幼稚園・保育園での給食の状況等をまとめておくこととよいことを保護者に伝える。	◎養護教諭及び保健主事 ・栄養教諭及び給食主任
③新年度までに ・面談表（様式3） ・学校生活管理指導表（様式1） ・食物アレルギー個人調査表（様式4） ・食物アレルギー対応児童生徒一覧表（様式5）	・ 「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個人調査表」 等を受理し、必要に応じて面談（ 「面談表」 ）を行う。 ・ 「食物アレルギー個人調査表」 をもとに 食物アレルギー対応委員会 で個別の対応内容を決定する。 ・決定事項を保護者に説明、了解を得る。 ・他の児童への説明について保護者の了解を得る。 ・全教職員に決定事項を周知する。 ・全教職員が緊急時の対応マニュアルを確認する。 ・ 「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個人調査表」「面談表」 等をもとに、 「食物アレルギー個	◎養護教諭及び保健主事 ・栄養教諭及び給食主任

	<p>人調査表」に対応内容を記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食物アレルギー対応児童生徒一覧表」を給食センターに提出する。 	任
<p>④給食開始から卒業まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー個人調査票（様式4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、必要に応じて、保護者との面談を行うなど、家庭との連絡を密にし、児童の健康状態や対応の変更等を確認し、配慮を継続する。 ・年度末には経過を整理し、「食物アレルギー個人調査表」に記録する。 	◎担任 ・養護教諭
<p>⑤進級・転出・中学校進学時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活管理指導表（様式1） ・食物アレルギー個人調査票（様式4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・進級に際して、各担当者は年度が変わるごとに次年度担当者に確実に引き継ぎを行う。 ・進級の際は、教職員による面談等により、保護者から対応や症状等の変更の有無を確認し、引き続き対応が必要な場合は「学校生活管理指導表」の提出を依頼する。面談等の内容は、新学級担任に確実に引き継ぐ。 ・転出、進学の際は、転出先または進学先の学校に対しの確な申し送りをする。その際には保護者の了解を得ること。（個人情報の取り扱いには十分配慮する。） 	◎担任 ・養護教諭

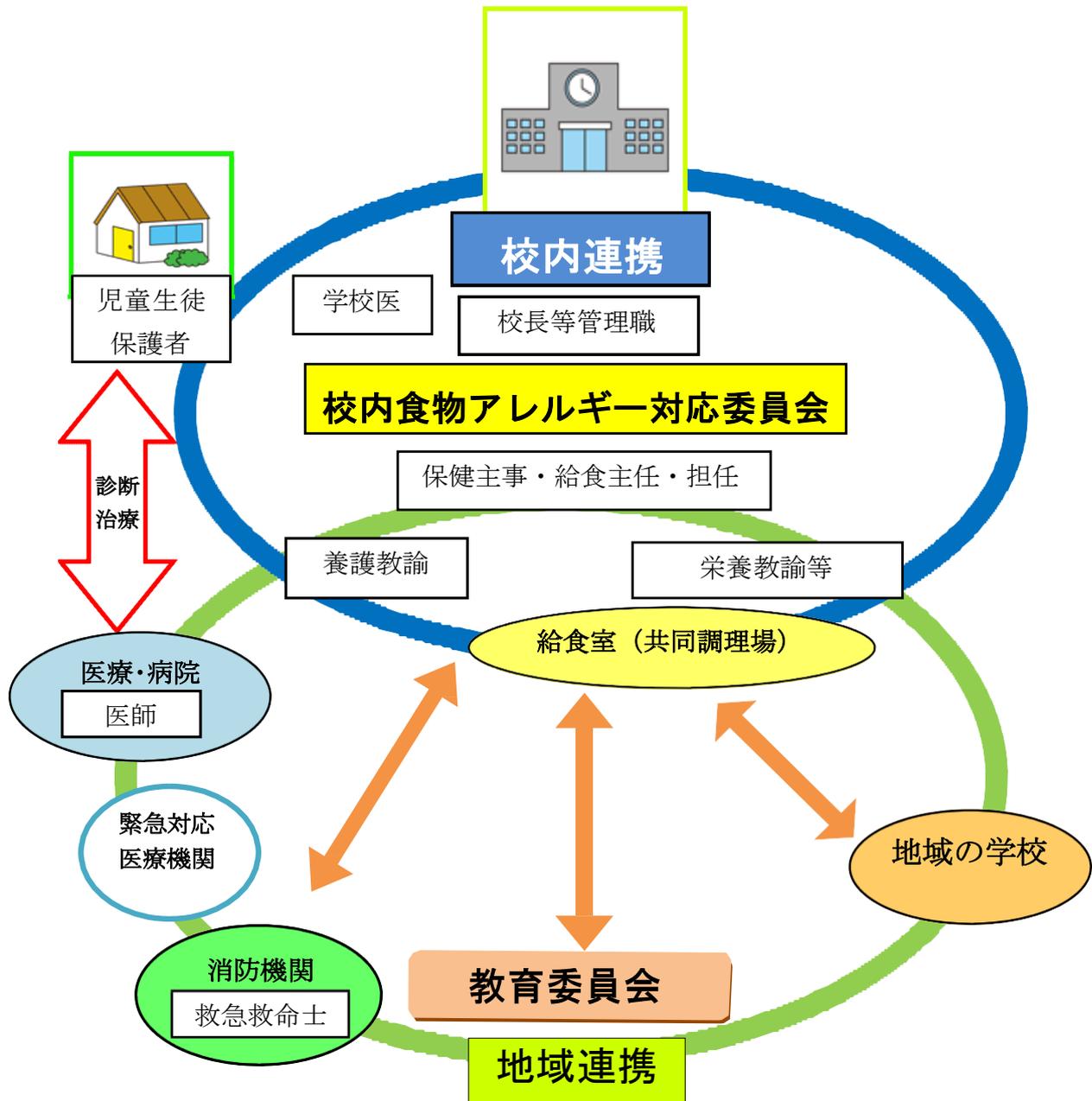
(2) 中学校

<p>①小学校からの申し送り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー個人調査表（様式4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校から引き継がれた「食物アレルギー個人調査表」で、生徒の食物アレルギー既往歴や経過、小学校での学校給食対応について確認する。 	◎養護教諭 及び保健主事
<p>②新年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談表（様式3） ・学校生活管理指導表（様式1） ・食物アレルギー個人調査表（様式4） ・食物アレルギー対応児童生徒一覧表（様式5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・申し出があった場合は、教職員による面談等（「面談表」）を行い、必要に応じて「学校生活管理指導表」を受理する。 ・決定事項を保護者に説明、了解を得る。 ・他の生徒への説明について保護者の了解を得る。 ・全教職員に決定事項を周知する。 ・全教職員が緊急時の対応マニュアルを確認する。 	◎養護教諭 及び保健主事

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個人調査表」「面談表」等をもとに「食物アレルギー個人調査表」に対応内容を記録する。 ・ 「食物アレルギー対応児童生徒一覧表」を給食センターに提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養教諭及び給食主任
<p>③給食開始から卒業まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギー個人調査表（様式4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任は、必要に応じて、保護者との面談を行うなど、家庭との連絡を密にし、生徒の健康状態や対応の変更等を確認し、配慮を継続する。 ・ 年度末には経過を整理し、「食物アレルギー個人調査表」に記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎担任 ・ 養護教諭
<p>④進級・転出時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギー個人調査表（様式4） ・ 学校生活管理指導表（様式1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進級に際して、各担当者は年度が変わるごとに次年度担当者に確実に引き継ぎを行う。 ・ 進級の際は、教職員による面談等により、保護者から対応や症状等の変更の有無を確認し、引き続き対応が必要な場合は「学校生活管理指導表」等の提出を依頼する。面談等の内容は、新学級担任に確実に引き継ぐ。 ・ 転出、進学の際は、転出先または進学先の学校に対しの確な申し送りをする。その際には保護者の了解を得ること。（個人情報の取り扱いには十分配慮する。） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎担任 ・ 養護教諭

（3）転入等、食物アレルギー調査を実施していない児童生徒の場合

- ・ 転入生等に対して「**アレルギーに関する調査表**」を配付し、給食に特別な配慮が必要な児童生徒は、保護者から学校に申し出るように伝える。
- ・ 申し出があった場合は、教職員による面談等（「**面談表**」）を行い、必要に応じて「**学校生活管理指導表**」「**食物アレルギー個人調査表**」の提出を依頼する。
- ・ 提出された書類と「**面談表**」等をもとに「**食物アレルギー個人調査表**」に対応内容を記録する。



校内食物アレルギー対応委員会の役割

- 食物アレルギーのある児童生徒の状況を把握し、その対応を検討する。
- 学校給食における対応を検討する。
- 調理実習（家庭科、生活科、総合的な学習の時間等）や校外学習で食物を扱う時の個別の対応を検討する。

(参考) 食物アレルギーの正しい理解

定義	特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいう。
原因	通常、食物中のたんぱく質は胃や腸で消化され、アミノ酸に分解される。しかし、乳幼児など消化機能が未熟な場合に、たんぱく質が十分に分解されず、大きな分子の状態で吸収されてしまうことがある。アレルギー体質の場合には、このように吸収されたたんぱく質がアレルゲン（抗原）となり、IgE 抗体がつくられる。食物アレルギーには、IgE 依存性食物アレルギーと IgE 非依存性食物アレルギーがあり、ほとんどは IgE 依存型に反応する即時型の食物アレルギーである。

即時型に分類される食物アレルギー

食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類される。原因となる物質を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状は、じんましんのような軽い症状から、生命の危険を伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで多様である。

特殊型に分類される食物アレルギー

○食物依存性運動誘発性アナフィラキシー

ある特定の食物と運動が組み合わさったときに発症するという特徴がある。しかし、食物と運動が組み合わされたときに常に症状が出るわけではなく、その発症には環境要因、体調、ストレス等の生体側の要因の関与も考えられる。

- ※ 症状は多様で、食物摂取後30分～4時間の運動中にアナフィラキシーを発症する。
- ※ 原因となる食物には、小麦、甲殻類（エビ、カニ等）、果物などが多く報告されている。
- ※ 症状の誘因となる運動の種類や強弱は多岐にわたっている。
- ※ 運動前の原因食品の除去や食後の運動を避けることで発症を防ぐことができる。

○口腔アレルギー症候群

ある特定の食物（果物や野菜が多い）を食べることによって特徴のある即時型アレルギー反応が起こる。

- ※ ほとんどは口のまわりの発赤、口腔内の腫れ、のどの痛み、イガイガ感、ピリピリ感など、口から喉にかけての症状である。
- ※ 花粉の抗原と野菜や果物の抗原との類似性が症状の発症に関連があり、花粉症やラテックス（天然ゴム）アレルギーがある人には注意が必要である。

食物アレルギーの症状

分 類		症 状
皮膚粘膜症状	皮膚	かゆみ、じんましん、むくみ、発赤、湿疹
眼の症状	眼	結膜充血、かゆみ、涙が流れる、まぶたがむくむ
口腔咽頭	口腔咽頭	口腔・口唇・舌の違和感・はれ、声がかれて出にくくなる、喉のかゆみ、イガイガ感、喉がしめつけられる感覚
消化器症状	消化器	腹痛、吐き気、嘔吐、下痢、血便
呼吸器症状	上気道 下気道	くしゃみ、鼻汁、鼻づまり、呼吸困難、せき、喘鳴（ゼーゼー、ヒューヒューして息が苦しくなる）
全身性症状	アナフィラキシー	多臓器にわたる症状
	アナフィラキシーショック	頻脈、虚脱症状（ぐったり）・失禁・意識障害・血圧低下

食物アレルギーと間違えやすい症状

- ① 食物不耐症
乳糖やグルテンなどの体質的な消化不良が原因で、消化器症状が主症状である。
(例) 乳糖不耐症：牛乳を飲むと下痢を起こしやすい。
- ② 仮性アレルゲン
食品に含まれている化学物質が原因となってアレルギー症状に似た症状を起こす。
(例) さばなどに含まれる「ヒスタミン」という物質が作用して、食べるとじんましんをおこす。
- ③ 食中毒
食品中に含まれていた病原体や自然毒、化学物質などにより発症する。

Ⅱ 学校給食における食物アレルギーのある児童生徒への対応

1 学校給食における食物アレルギー対応食の実施基準

- (1) 医師による診断と学校給食における食物除去の指示があること。
- (2) 症状に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、定期的に受診して、医師の評価を受け、少なくとも1年に1回、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出があること。

① 事前の対応

- ・ 主治医・学校医・学校・保護者との共通理解を図る。
→ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の活用
- ・ 教職員間の情報共有の徹底を図る。
→ 食物アレルギー個人調査表の作成
- ・ 学校段階（幼・保、小、中、高）の情報共有を図る。
- ・ 本人・保護者の了解のもと、同じクラスの児童生徒や保護者同士との情報共有を図る。
- ・ 食育を通して、食物アレルギーに関する教育を行う。

② 日常の対応

- ・ 「献立内容一覧表」及び「原材料配合表」の配付をする。（「様式一覧」参照）
- ・ 誤食のないように事前に保護者がチェックした献立表を児童生徒とともに確認する。
- ・ 配膳時に原因食品に触れることのないように配慮する。
- ・ 安全な弁当保管場所の確保をする。

③ 緊急時の対応（エピペン®の使用）

- ・ 食物アレルギー個人調査表に応じた対応をする。
→ エピペン®の使用、内服薬の服用
→ 救急車要請
→ 保護者連絡
- ・ 消防機関・医療機関との連携を図る。
- ・ 教育委員会、給食センターとの連携を図る。

2 学校給食における対応

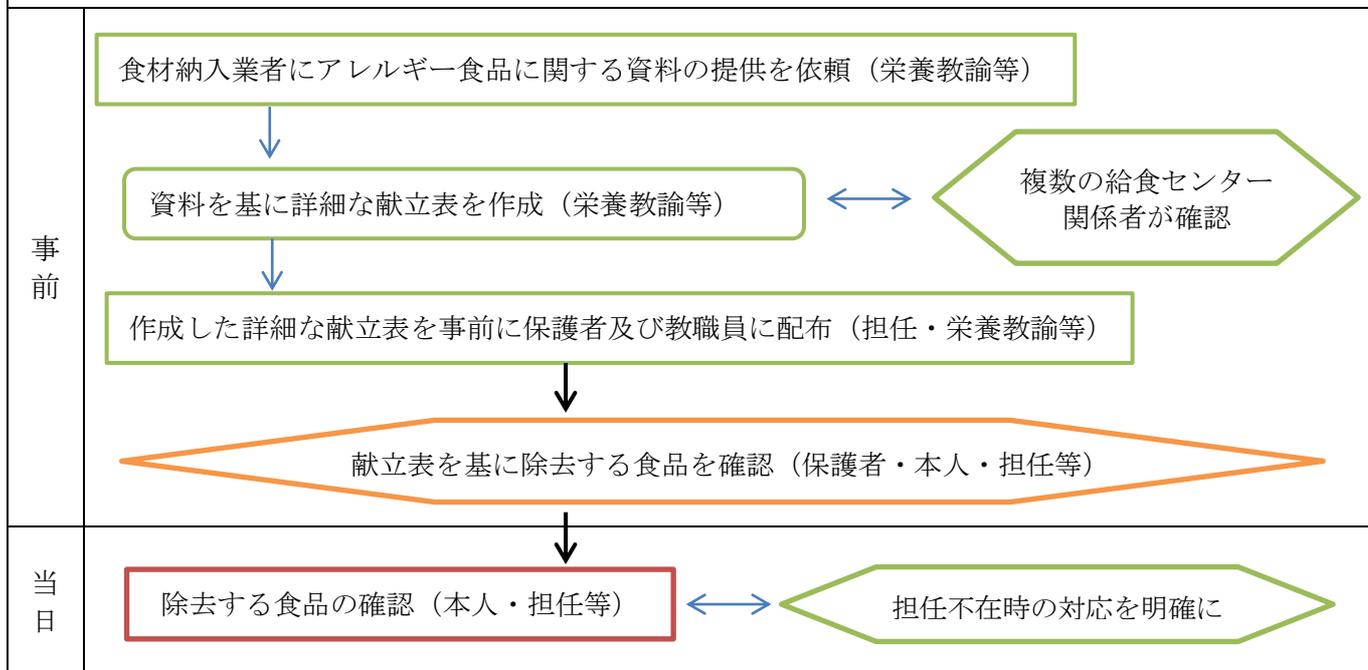
レベル1: 詳細な献立表による対応

レベル2: 弁当対応(完全弁当対応と一部弁当対応の2種類がある)

対応レベルの決定は、児童生徒のアレルギーの状態や学校及び調理場の施設状況(人員や設備等)を総合的に判断し、校内食物アレルギー対応委員会等で、対応レベルを決定する。また、保護者の要求のままに無理な対応をおこなうことは事故を招く危険性が高いので、学校給食におけるアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて実施する。

レベル1：詳細な献立表による対応

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表（「献立内容一覧表」及び「原材料配合表」）を家庭に事前に配付し、保護者が確認後、それを元に保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因食品を除外しながら食べる対策のこと。すべての対応の基本であり、レベル2でもレベル1の対応は実施する。



<留意点>

- 保護者と本人が原因食品について理解できるように支援する。
- 担任は、一緒に会食する他の児童生徒にも配慮する。

レベル2：弁当対応（完全弁当対応又は一部弁当対応）

学校給食を食べることができないと判断される場合に、弁当を自宅から持参する対策のこと。

完全弁当対応：すべての料理において、弁当を持参する。

一部弁当対応：食べられない一部の料理の代わりに、部分的に弁当を持参する。

- 詳細な献立表を基に保護者と連絡を取り合い、事前に弁当で対応するものを決める。
- 安全で衛生的な弁当の保管場所を決定し、誤配や誤食がないように保管する。
- 本人が精神的負担を感じないように配慮（他の児童生徒の理解）し、給食を配食する際に原因食品に触れることのないように注意する。

3 教室での給食対応の留意点

	レベル1 自分で除去	レベル2 弁当持参
給食準備	担任→学級の児童生徒	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食時間に確実に該当児童生徒に届くよう配慮する。 ○ 食器等についても配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番をする場合には、原因食品に触れないよう、配慮する。 	
	担任→食物アレルギー児童生徒	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の発達段階により、必要に応じて担任の指導のもと確実に除去できるようにする。 	
給食時間	担任→食物アレルギー児童生徒	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 除去して食べていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弁当を食べているか確認する。
	担任→学級の児童生徒	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ クラスの他の児童生徒に食物アレルギーの特性を理解させ、強要したり、勧めたりしないように指導する。 ○ 給食中は、接触や誤飲・誤食に十分配慮する。 ○ 誤飲・誤食があった場合は、食物アレルギー緊急時対応マニュアル（P17～）にそって全職員で対応にあたる。 	
給食終了後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担任は、食物アレルギーをもつ児童生徒の健康観察を行う。 ○ 給食終了後から、昼休み又は放課後まで健康観察を行う。 <ul style="list-style-type: none"> →異常なしは通常生活 →異常ありは食物アレルギー緊急時対応マニュアル(P17～)にそって全職員で対応にあたる。(必要に応じて保護者連絡・所持薬使用・救急車要請等) 	

Ⅲ 校内における対応について

1 学校生活での留意点（学校給食以外）

家庭科、技術・家庭科、総合的な学習の時間、特別活動、課外活動等

- 調理実習等、食材を使う活動の場合、学級担任・教科担任等は、事前に使用する食材等において、原因となる食品が含まれていないかを確認する。

体育・保健体育等

- 食物依存性運動誘発性アナフィラキシーの児童生徒は、原因食品を食べた可能性がある場合、運動は避けるようにする。
※ 体育等に限らず、昼休みの遊び等、激しい体動についても注意する。

校外学習・宿泊行事等

- 旅行業者や保護者からの情報をもとに、どの場面でのどのような対応・配慮を行うかを確認しておく。
- 弁当や菓子類の友だち同士でのやりとり等に注意し、おやつや飲み物・自由行動での食事内容にも注意させる。
- 症状が出たときの対応、通常使用している薬の使用状況等を保護者と事前に連絡を取り確認する。薬は本人が持参し、原則として、本人が自分で使用できるようにしておく。
- 緊急時の連絡体制、搬送先（宿泊先周辺の適切な医療機関）などについて事前に整理し、保護者及び教職員間で共通理解を図る。
 - ★ 学校は、事前に宿泊先から食事のメニューを取り寄せ、保護者と対応を検討する。その際、加工食品にも留意すること。
 - ★ 宿泊先や昼食場所等での食事内容、学習の内容等について事前に確認し、担任は保護者に伝え、対応が必要な場合は、関係職員が保護者と相談する。
 - ※ 除去食等の対応ができない場合は、保護者と相談して対応を考える。
 - ※ 寝具（そば枕等）にも注意する。

2 食物アレルギー対応委員会と役割

(1) 教職員の役割

① 管理職（校長等）の役割

教職員への指導等

- ・ 校長のリーダーシップのもと、職員がアレルギー症状や対応に共通理解が図れるよう指導する。
※ 校内の教職員すべてがアレルギーに関する正しい知識をもち、情報を共有することが大切であるため、年1回は、アレルギーについての研修を行う。

保護者への対応

- ・ 必要に応じて保護者と面談し、その際、学校としての基本的な考え方等を説明する。

食物アレルギー対応委員会

- ・ 食物アレルギー対応委員会を開催する。

学校給食等への対応

- ・ 市町村の基本的な対応方針を確認するとともに、関係職員との話し合い、その他の諸状況を勘案して対応を決定する。

緊急体制の整備

- ・ アレルギー症状が発症した場合の対応を決めておく。また、救急車を要請した場合は、関係機関（教育委員会等）に連絡する。

② 担任の役割

保護者への対応

- ・ 保護者の申し出や各調査等により食物アレルギー疾患の児童生徒を把握する。養護教諭、栄養教諭等と共に保護者との面談日時を調整し面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、主治医や保護者の連絡先等を確認する。対応がまとまり次第、学校における対応について保護者に連絡する。（「食物アレルギー個人調査表」の活用）

食物アレルギーに対する児童生徒への指導

- ・ 児童生徒に対して、当該児童生徒を正しく理解できるように指導を行い、偏見やひやかし等が生じないよう配慮する。
- ・ 児童生徒が誤食に気づいた時や食後体調の変化を感じた時は、すぐに申し出るように指導する。
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒が安全で楽しい給食の時間を送ることができるよう配慮する。

学校給食に関する留意点

- ・ 配膳時、誤配がないかを確認する。
- ・ 児童生徒が原因食品を除去して食べる場合（レベル1）は、当日の献立と使用食品を確認する。さらに、児童生徒が原因食品を除去したか確認する。
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番を行う際には、原因食品に触れることがないように配慮する。

③ 養護教諭・保健主事の役割

アレルギー疾患の児童生徒、保護者への対応

- ・ 担任、栄養教諭等との連携を図る。
- ・ 保護者の申し出や各調査等により、食物アレルギー疾患の児童生徒を把握し、学校での対応を望む保護者には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を依頼する。
- ・ 主となり保護者と面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。
（「食物アレルギー個人調査表」の作成）
- ・ 主治医、学校医と連携を図り、該当児童生徒にアレルギー症状が出た場合の応急手当ての方法や連絡先を確認する。（エピペン®の保管場所や使用方法等を含む。）

教職員への指導

- ・ 食物アレルギーについての正しい知識を教職員に周知し、常に担任、栄養教諭等、他の校内職員との連携を図る。
- ・ 除去食等の食物アレルギー対応をしている場合は、職員間で情報を共有し、担任以外でも給食・昼食時の食物アレルギー対応ができるようにする。
- ・ 緊急時の対応や主治医や保護者の連絡先等、保護者からの情報を教職員に伝える。

④ 給食主任の役割

- ・ 食物アレルギーについての正しい知識をもつ。
- ・ 必要に応じて保護者と面談を行い、学校生活上の留意点や緊急時の対応、連絡先等を確認する。
- ・ 栄養教諭等の未配置校や受配校においては、担当する栄養教諭等と連携を図る。

⑤ 栄養教諭・学校栄養職員の役割

学校給食の除去等が必要な児童生徒の保護者への対応

- ・ 食物アレルギーについての正しい知識をもつ。
- ・ 担任、養護教諭等とともに、保護者と対応について定期的に確認する。
- ・ 給食献立の情報（「献立内容一覧表」及び「原材料配合表」）を保護者へ提供する。

教職員・給食調理員への対応

- ・ 学校給食で対応できる内容を関係職員と十分調整し、校長に報告する。
- ・ 給食時の注意点や給食を通じて食物アレルギーに対する食事全般の指導等を教職員へ伝える。

個別指導への取り組み

- ・ 必要に応じて保護者と面談を行い、日頃から電話や連絡ノート等を利用して課題や状況を確認する。
- ・ 保護者から面談の希望があった場合は、日程を調整して応じる。

未配置校や受配校への対応

- ・ 学校からの相談に応じ、個別面談や食物アレルギー対応の確認などを行う。

⑥ 学校医の役割

- ・ 学校と連携し、食物アレルギー対応に関する指導・助言を行い、必要に応じ、食物アレルギー対応委員会に出席する。

⑦ 給食調理員の役割

- ・ 食物アレルギーについての正しい知識をもつ。
- ・ 学校給食でできる対応について、関係職員と共通理解を図る。

3 職員研修

職員研修では、以下のような内容を行う。

職員研修のポイント

- 1 食物アレルギーの基本的な知識・理解 (P8 活用)
 - (1) 食物アレルギーとは
定義・頻度・原因・症状・治療
 - (2) アナフィラキシーとは
定義・頻度・原因・症状・治療
- 2 校内及び関係機関との連携体制づくり (P7 参照)
 - (1) 幼稚園・保育所、小学校、中学校等、異なる学校段階での連携
 - (2) 該当児童生徒に対する個別指導
(家庭と連携して食べて良いもの、いけないものを自覚させる)
 - (3) 学校生活管理指導表や食物アレルギー個人調査表について
 - (4) 担任不在時の対応について
- 3 日常生活での配慮事項
 - (1) 給食での対応
 - (2) 給食以外での対応
 - (3) 食育を通して、他の児童生徒への説明・協力
- 4 緊急時の対応
 - (1) 発症時の症状と対応の仕方 (教職員の役割分担)
 - (2) 緊急対応訓練 (シミュレーション研修、消防機関や医療機関との連携)
 - (3) エピペン®の保持者と保管場所の確認
 - (4) エピペン®の使い方 (実技研修)
 - (5) 発症後の児童生徒の心のケア

アレルギー反応により、皮膚症状、消化器症状、呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。



アドレナリン自己注射薬 (エピペン®) は、アナフィラキシーを起こす危険が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療を受けられない状況下にある者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬である。



IV 学校における緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応

1 普段からの備え（全職員に徹底すること）

各学校に「食物アレルギー対応委員会等」（アレルギー対応について検討する会議）を設置する。
メンバー：管理職（校長等）、担任、養護教諭、保健主事、栄養教諭等が中心となる。

- (1) アナフィラキシーが想定される場面
 - ① 給食
 - ② 食物・食材を扱う活動（図工・美術、家庭科、特別活動、生活科、学校行事等）
 - ③ 校外学習、宿泊を伴う特別活動
 - ④ 運動（体育・部活動等）
- (2) 対象者の把握と対応決定
 - ① 「学校生活管理指導表」に基づく情報の共有（医師の診断と指示に基づいて対応する）
 - ② 「食物アレルギー個人調査表」の準備と保管場所の共有
 - ③ エピペン®・内服薬・吸入薬等の保管場所の確認
(例) 児童生徒の通学カバン等
(2本処方してもらい、1本は本人保管、1本は学校保管とする対応も有効)
- (3) 学校全体での取組
 - ① アナフィラキシー症状の理解など校内研修の定期的な実施（エピペン®トレーナーの実習を含む）
 - ② ヒヤリハット事例の検証
 - ③ 校内訓練の定期的な実施

↓ 教職員の役割分担

〈教職員のエピペン使用について〉

アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する場合には、「ガイドライン」において示している内容に即して教職員が注射を行うものであれば、医師法違反とはならない。

○ 緊急時に各教職員が具体的に何をするか決めておく。(詳しくは「学校内での役割分担」P18 参照)

係名等	主な役割
管理者	教職員への支持
教職員A 「連絡」	人を集める
	保護者・主治医への連絡
	救急車要請（119番通報）
教職員B 「準備」	内服薬、エピペン®準備
	AED準備
教職員C 「記録」	症状、対応を記録
教職員D～F 「その他」	他の児童生徒の対応
	AED 心肺蘇生
	救急車誘導 など

速やかな救急車要請

躊躇せずに要請すること！

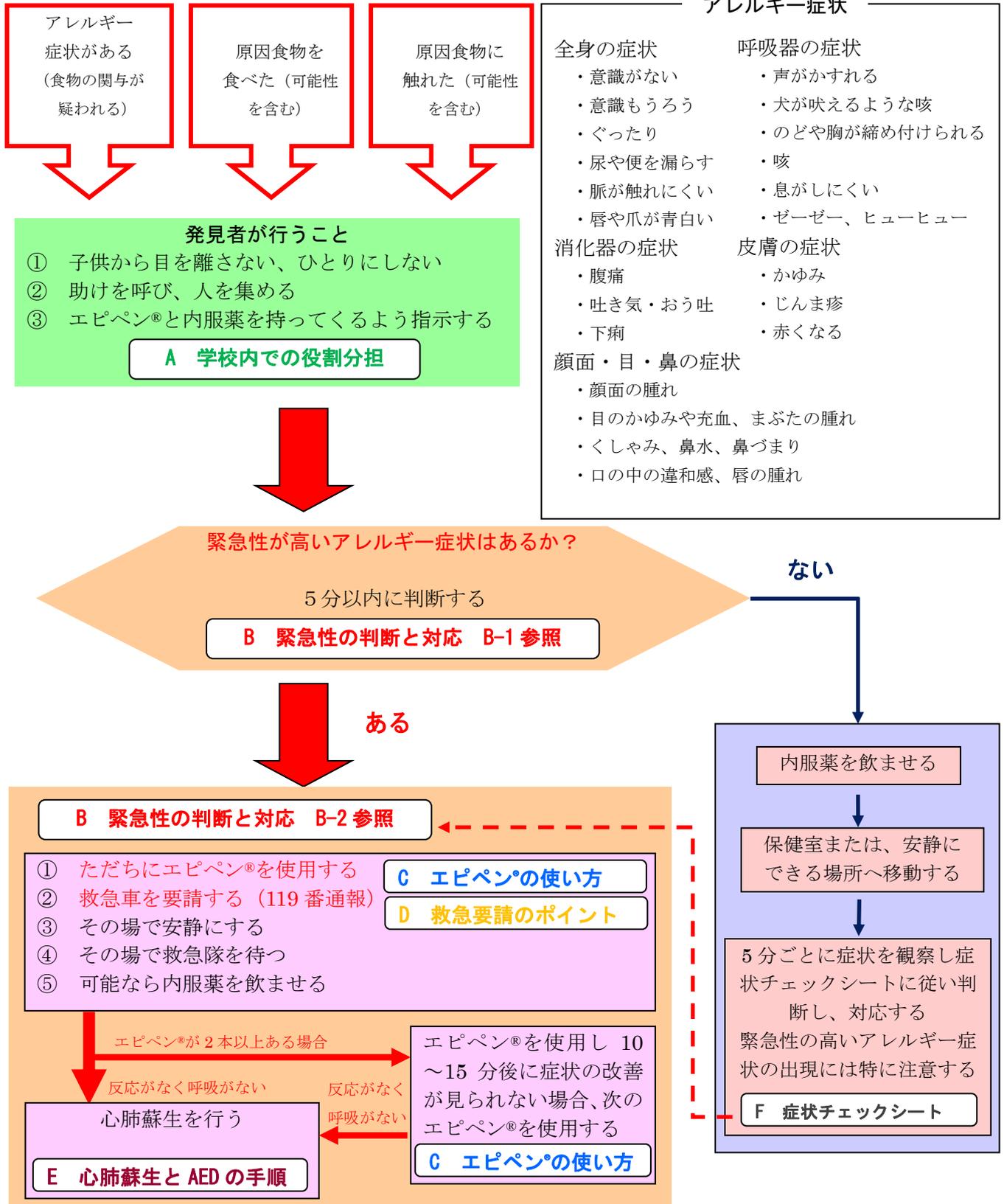
〔役割分担のポイント〕

- ◆ 管理職は、その状況を把握して対応を決定する。
- ◆ 児童生徒のケア、救急車の要請をする者など短時間で対応できるよう複数の職員が分担する。
- ◆ 管理職、養護教諭、担任が不在の場合も想定した役割分担を作成しておく。
- ◆ エピペン®は誰でも使用できるように全教職員に周知しておく。

児童生徒の緊急を要する症状の把握

日頃から保護者及び主治医に、どんな症状の時に救急搬送すべきかなどについて確認し、情報を全教職員で共有しておく。

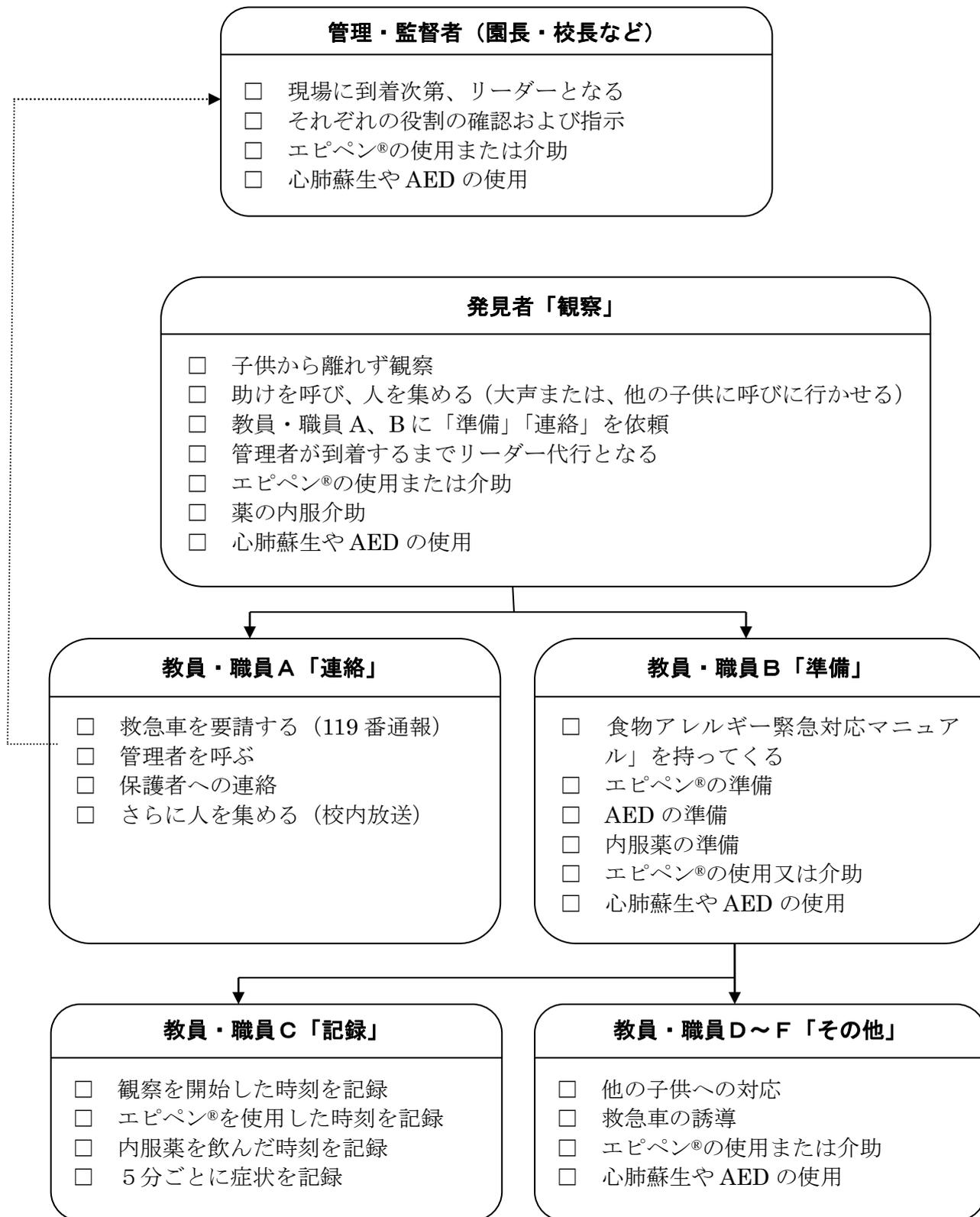
アレルギー症状の対応の手順



A

学校内での役割分担

◆ 各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



B

緊急性の判断と対応

- ◆ アレルギー症状があったら5分以内に判断する！
- ◆ 迷ったらエピペン®を打つ！ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

【消化器の症状】

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

（ぜん息発作と区別できない場合を含む）

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！



C エピペンの使い方

② 救急車を要請する（119番通報）



D 救急要請のポイント

③ その場で安静にする（下記の体位を参照）

立たせたり、歩かせたりしない

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

- ◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する。（2本以上ある場合）
- ◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う

E 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる



保健室または、安静にできる場所へ移動する



5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C

エピペン®の使い方

◆ それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“ゲー” で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端（オレンジ色の部分）を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押し当てそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま5つ数える！**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合には④に戻る

⑥ マッサージする



打った部位を 10 秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝をしっかりと押さえ、動かないように固定する

注射する部位

- ★衣類の上から打つことができる
- ★太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



D

緊所要請（119番）のポイント

◆ あわてず、ゆっくり 正確に情報を伝える

119番をダイヤルする（携帯電話の場合は、携帯電話からかけていることを告げる）

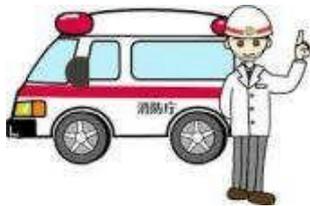
救急であることを伝える

火事ですか？
救急ですか？



「救急です」

救急車に来てほしい場所を伝える



住 所 _____

学校名 _____

電 話 _____

「いつ・だれが・どうして・現在どうなのか」をわかる範囲で伝える



〇年の男子生徒が給食を食べたあと、呼吸が苦しいと言っています。

エピペン®の処方や使用の有無を伝える

持病や主治医等について尋ねられることもあるので、わかるようにしておくとい。

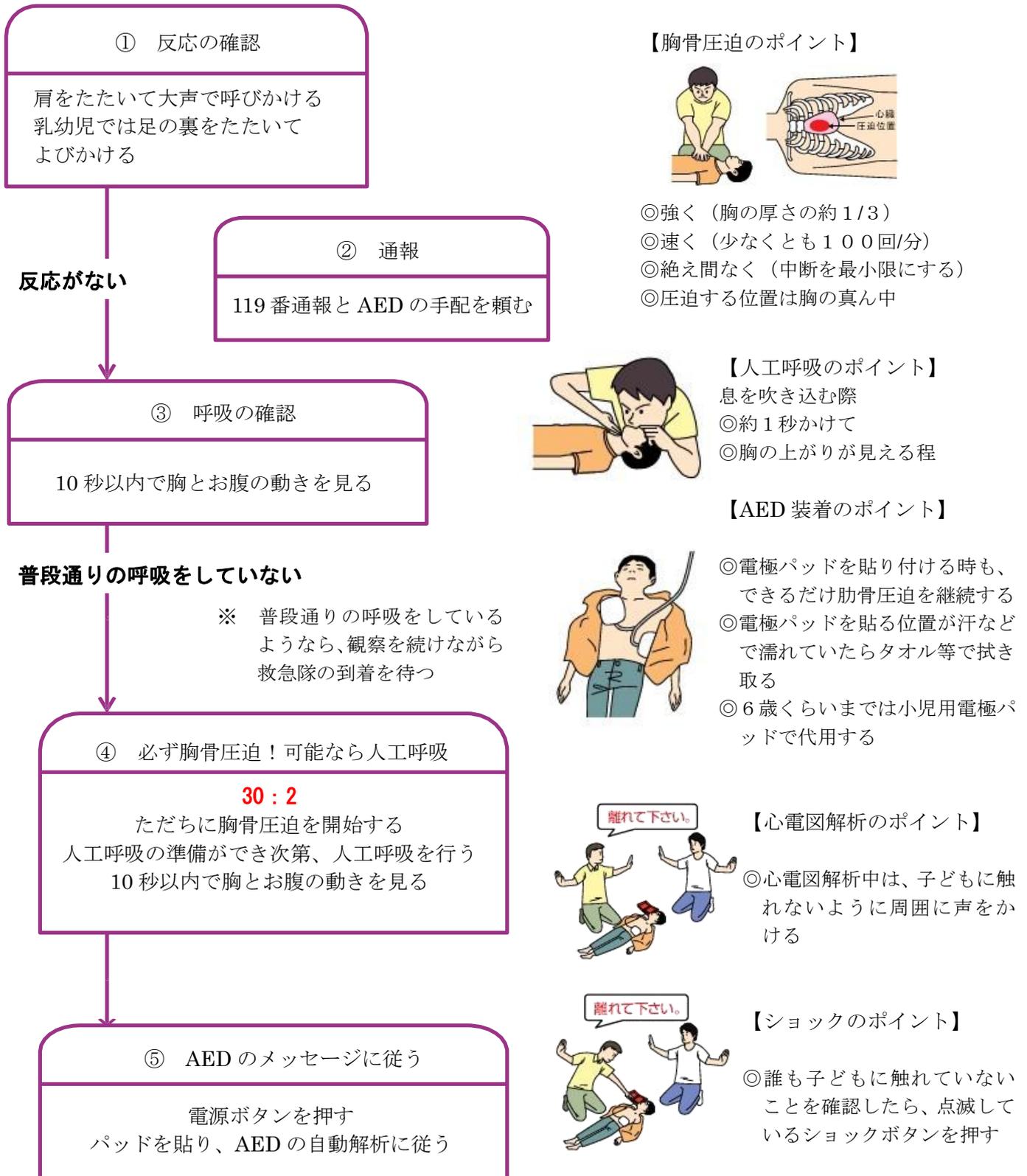
通報している職員の氏名と連絡先を伝える

電話番号は、119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える。

私の名前は、〇〇〇〇です。
電話番号は・・・・・・です。

※ 救急車を誘導する職員を校門へ向かわせる

- ◆ 強く、早く、絶え間ない胸骨圧迫を！ 複数の職員で協力して実施する
- ◆ 救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



F

症状チェックシート

- ◆ 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆ の症状がひとつでもあてはまる時は、エピペン®を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

対象児童生徒名

観察を開始した時刻 (時 分) 内服した時刻 (時 分) エピペン®を使用した時刻 (時 分)

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便をもらす
- 脈がふれにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器の症状

- 持続する強い (がまんできない) お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回のおう吐
- 1~2回の下痢

- 軽いお腹の痛み (がまんできる)
- 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

**上記の症状が
1つでもあてはまる場合**

- 強いかゆみ
- 全身にひろがるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個にじんま疹
- 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ① ただちにエピペン®を使用する
- ② 救急車を要請する (119番通報)
- ③ その場で安静を保つ
(立たせたり歩かせたりしない)
- ④ その場で救急隊を待つ
- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2 参照

**ただちに救急車で
医療機関へ搬送**

- ① 内服薬を飲ませ、エピペンを準備する
- ② 速やかに医療機関を受診する (救急車の要請も考慮)
- ③ 医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察

 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペンを使用する **速やかに医療機関受診**

- ① 内服薬を飲ませる
- ② 少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

**安静にし、
注意深く経過観察**

緊急時に備えるために

- 各学校で、下記のことについて協議する委員会（食物アレルギー検討委員会等）を設置する。
 - ① 食物アレルギー緊急時対応マニュアル（校内用）の作成・検討
 - ② 食物アレルギー個人調査表の作成・検討
 - ③ 職員の役割分担の確認
- 食物アレルギーに関する教職員の研修を実施する。
- 緊急対応が必要になる可能性のある児童生徒がいる学校は、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）や食物アレルギー個人調査表を確認するとともに、保護者や主治医からの情報を職員全員で共有する。
- 緊急時にエピペン®・内服薬を確実に使用できるように、管理方法を定めるとともに職員間で共通理解を図る。

- アレルギー疾患の児童生徒への指導
保護者及び関係者が連携し、児童生徒の発達段階に応じて、保健指導・栄養指導・生活指導を行い、児童生徒の自己管理能力を育成すること。

【 指導内容 】

- ◇ 自分にとって安全な食品と安全でない食品の見分け方
- ◇ 安全でない食品が出た時の対処の仕方
- ◇ アレルギー反応による症状が出た時の対応方法
- ◇ アレルギー反応による症状が出ている時の伝え方
- ◇ 食品表示の見方（年齢に応じて）

- アレルギー疾患でない児童生徒への指導
児童生徒のプライバシーに配慮して指導する。

【 指導内容 】

- ◇ アレルギーの症状は人によって様々である
- ◇ 自分にとって問題ない食物等が、人によっては生命に関わる反応となって出てくること
がある
- ◇ その他

参考・引用資料

- 「学校における食物アレルギー対応の手引き」（平成 26 年 茨城県教育委員会）
- 「学校における食物アレルギー対応の手引き」（平成 26 年 札幌市教育委員会）
- 「学校における食物アレルギー対応マニュアル」（平成 27 年 土浦市教育委員会）
- 「学校生活管理指導表」（平成 23 年 公益財団法人 日本学校保健会）
- 「よくわかる食物アレルギー対応ブック 2014」（独立行政法人 環境再生保全機構）

様式一覧

【様式1】 学校生活管理指導表（表面・裏面）

【様式2】 アレルギーに関する調査表

【様式3】 面談表

【様式4】 食物アレルギー個人調査表（表面・裏面）

【様式5】 食物アレルギー対応児童生徒一覧表

参考書類

- 献立内容一覧表
- 原材料配合表